

○福島県旅費条例

昭和二十八年七月二十五日

福島県条例第二十四号

改正 昭和三二年一〇月一六日条例第四八号

昭和三五年一月一三日条例第一号

昭和三五年七月二二日条例第二六号

昭和三五年一二月二六日条例第五一号

昭和三七年八月一日条例第四二号

昭和四一年七月二〇日条例第二四号

昭和四四年五月一〇日条例第三四号

昭和四五年七月一〇日条例第三一号

昭和四七年一二月二五日条例第五六号

昭和四八年三月二七日条例第四号

昭和四八年五月一六日条例第四二号

昭和五〇年一二月二二日条例第五〇号

昭和五四年七月一六日条例第三八号

昭和六〇年一二月二五日条例第五二号

昭和六一年七月二五日条例第四一号

昭和六二年三月二〇日条例第四号

平成二年七月一二日条例第三四号

平成四年三月二四日条例第一〇号

平成四年一二月二二日条例第九三号

平成六年三月二九日条例第六号

平成一〇年三月二七日条例第六号

平成一三年一二月二五日条例第七四号

平成一六年三月二六日条例第九号

平成一九年三月二〇日条例第四号

平成二二年三月二三日条例第四号

平成二六年三月二五日条例第一〇号

令和元年一〇月八日条例第二四号

福島県旅費条例をここに公布する。

## 福島県旅費条例

### 目次

#### 第一章 総則

#### 第二章 内国旅行の旅費

#### 第三章 外国旅行の旅費

#### 第四章 雑則

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。

##### (用語の意義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知事等 知事及び副知事並びに規則で定めるこれらに相当する職にある者をいう。
- 二 旅行命令権者 知事、議会の議長その他職員又は職員以外の者に対し旅行を命令し、依頼し、又は要求する権限を有する者をいう。
- 三 内国旅行 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の存する領域（以下「本邦」という。）における旅行をいう。
- 四 外国旅行 本邦と本邦以外の場所（以下「外国」という。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 五 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常勤勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- 六 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- 七 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 八 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として

職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

九 遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、県の区域内の地域については、規則で定める区分による地域をいうものとする。

（昭三二条例四八・昭三五条例一・昭三七条例四二・昭四五条例三一・昭六〇条例五二・平四条例一〇・平四条例九三・平一〇条例六・平一九条例四・一部改正）

（旅費の支給）

第三条 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

一 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合には、当該職員

三 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

四 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

五 職員が出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合には、当該職員

六 職員が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

2 前項第二号又は第五号の規定に該当する場合において当該職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

3 職員又は職員以外の者が、県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、費用弁償として旅費を支給する。

4 第一項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。この場合において、支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行の性質、旅行に要する経費等を考慮して、知事が定める。

- 5 第一項、第三項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第一項、第三項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（昭四八条例四・平四条例九三・令元条例二四・一部改正）

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

- 一 前条第一項第一号の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前条第三項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項を記録し、これを当該旅行者が電子計算機の映像面で確認できるよう処理して、又は旅行命令書若しくは旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを処理し、又は提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合にお

いて、旅行命令権者は、速やかに電磁的記録に当該旅行に関する事項を記録し、これを当該旅行者が電子計算機の映像面で確認できるよう処理し、又は旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令等に係る旅行の電磁的記録の記録事項並びに旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(平二条例三四・平二二条例四・一部改正)

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費に限り支給を受けることができる。

(平一〇条例六・一部改正)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又はこの条例に特別の定がある場合においては実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行日数に応じ一日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、一夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、外国への出張について、支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第三条第一項第六号の規定に該当する場合について支給する。
- 15 内国旅行のうち第二十五条に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(平一六条例九・一部改正)

(旅費の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合で旅行命令権者がこれを認めたときは、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅行日数)

第八条 旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程四百キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。
- 3 第三条第一項第二号から第五号までの規定に該当する場合における旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(平一〇条例六・一部改正)

(路程の計算)

第九条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- 一 鉄道 規則で定める路程
- 二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- 三 陸路 都道府県の調べに係る路程

- 2 前項の規定により路程を計算することができない場合又は困難である場合においては、同項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより路程を計算することができる。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前二項の規定の趣旨により行うものとする。

(昭三五条例一・全改、昭六二条例四・平一三条例七四・一部改正)

(同一地域滞在中の日当等の減額)

第十条 旅行者が同一地域（第二条第二項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

(昭三五条例一・昭三七条例四二・昭四八条例四・昭五〇条例五〇・平一〇条例六・一部改正)

(居住地等からの旅行の場合の旅費)

第十一条 在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地（以下「居住地等」という。）から直ちに旅行する場合には、居住地等から目的地に至る旅費を支給する。

(平一〇条例六・平一三条例七四・一部改正)

(日当の定額の異動)

第十二条 一日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

(平二二条例四・一部改正)

(区分計算)

第十三条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

(昭三二条例四八・昭六〇条例五二・平一〇条例六・一部改正)

(証人等の旅費)

第十四条 第三条第三項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定がある場合を除く外、規則で定める。

## 第二章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。））、急行料金及び座席指定料金並びに特別車両料金による。

一 その乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金（特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル未満のものの場合にあつては、座席の確保に係る料金に相当する額を減じた額）

三 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

四 知事等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、特別車両料金

2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを支給する。

一 特別急行列車を運行する線路（新幹線鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等を含む。）の線路に限る。）による旅行

二 前号以外の特別急行列車を運行する線路又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道五十キロメートル以上のもの

3 第一項第三号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のものに限り、支給する。

（昭三二条例四八・昭三五条例一・昭三五条例二六・昭三七条例四二・昭四四条例三四・昭四五条例三一・昭四七条例五六・昭四八条例四・昭五四条例三八・平二条例三四・平一〇条例六・平一三条例七四・一部改正）

（船賃）

第十六条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。））、寝台料金及び座席指定料金並びに特別船室料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

イ 知事等については、上級の運賃

ロ 知事等以外の職務にある者については、中級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

イ 知事等については、上級の運賃



- ロ 知事等以外の職務にある者については、下級の運賃
  - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - 五 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第一号、第二号又は第三号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、座席指定料金
  - 六 知事等が、第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃、第四号に規定する寝台料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、特別船室料金
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(昭三二条例四八・昭三七条例四二・昭四四条例三四・昭四五条例三一・昭四七条例五六・昭五四条例三八・平二条例三四・一部改正)

(航空賃)

第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(平二条例三四・平一〇条例六・一部改正)

(車賃)

第十八条 車賃の額は、一キロメートルにつき五十円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額とする。

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合 実費額

二 規則で定める自動車を使用して旅行する場合(その使用する区間に限る。) 一キロメートルにつき二十五円

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十三条の規定により区分して計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(昭三五条例一・昭四八条例四・昭五〇条例五〇・昭五四条例三八・平二条例三四・平一〇条例六・平一三条例七四・一部改正)

(日当)

第十九条 日当の額は、別表第一の定額による。ただし、職員（常時勤務する在勤公署のない職員を除く。以下この条において同じ。）が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、在勤地若しくは居住地からの別表第二に規定する早朝出発若しくは夜間出発又は在勤地若しくは居住地への同表に規定する夜間帰着若しくは早朝帰着（以下これらを「早朝出発等」という。）をする必要がある場合には、当該額に同表の区分に応じ同表の早朝出発等定額を加えた額とする。

2 日当は、次の各号に掲げる旅行については支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により早朝出発等をする必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、別表第二の区分に応じ同表の早朝出発等定額を支給する。

一 県内旅行（内国旅行のうち県の区域内におけるものをいう。以下同じ。）のうち路程百キロメートル未満のもの

二 県外旅行（内国旅行のうち県内旅行以外のものをいう。以下同じ。）のうち在勤地内又は居住地等の地域内におけるもの

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旅行における日当の額は、当該各号に定める額（当該額に十円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により早朝出発等をする必要がある場合には、当該額に別表第二の区分に応じ同表の早朝出発等定額を加えた額とする。

一 路程百キロメートル以上の県内旅行 別表第一の定額の四分の一に相当する額

二 路程百キロメートル未満の県外旅行（前項第二号に該当するものを除く。） 別表第一の定額の二分の一に相当する額

（昭三五条例一・平一〇条例六・平一三条例七四・平二二条例四・一部改正）

（宿泊料）

第二十条 宿泊料の額は、別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、これを支給する。

（平二二条例四・一部改正）

（食卓料）

第二十一条 食卓料の額は別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、これを支給する。

（移転料）

第二十二條 移転料の額は、次に掲げる額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第三の定額による額。ただし、赴任に伴う旧居住地から新居住地までの路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第三の定額による額とする。

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

（平一〇条例六・一部改正）

（着後手当）

第二十三條 着後手当の額は、別表第一の日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額とする。

2 赴任に伴う住所又は居所の移転に際し自ら居住するための住宅（貸間を含み、公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受ける場合における着後手当の額は、前項の額に当該借り受ける住宅に係る家賃の月額等を勘案して規則で定める額を加えた額とする。

（平一六条例九・全改、平二二条例四・一部改正）

（扶養親族移転料）

第二十四條 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に掲げる額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額

イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額（着後手当の額にあつては、前条第一項に規定する額とする。ハにおいて同じ。）の三分の二に相当する額

- ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額
- ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の額の二分の一に相当する額を加算する。

二 前号に該当する場合を除くほか、第二十二條第一項第一号又は第三号に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について、前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（昭三五条例一・昭三七条例四二・平一〇条例六・平二二条例四・一部改正）

（日額旅費）

第二十五条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行及び研修若しくは講習その他これらに類する目的のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受けるものの範囲、額、支給条件及び支給方法は、旅行命令権者が知事の承認を得て定める。但し、その額は、第六条第一項に掲げる旅費についてこの条例で定める額をこえることができない。

（在勤地内旅行の旅費）

第二十六条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。

- 一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により交通機関を利用した場合 第十五条若しくは第十六条の規定による額の鉄道賃若しくは船賃又は実費額の車賃
- 二 規則で定める自動車を使用して旅行する場合（その使用する区間に限る。） 一キロメートルにつき二十五円の車賃
- 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 別表第一の宿泊料定額
- 四 第二十七条第二号に該当する場合 同号の額の移転料

（昭三五条例一・昭三七条例四二・平一〇条例六・平二二条例四・一部改正）

(居住地等の地域内の旅行の旅費)

第二十六条の二 居住地等の地域内における旅行については、前条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。

(平一三条例七四・全改)

(同一地域内旅行の旅費)

第二十七条 前二条の規定に該当する旅行以外の同一地域内における旅行については、日当及び宿泊料を除き、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。

- 一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により交通機関を利用した場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超えるとき その超える部分の額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 赴任を命ぜられた職員が公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ住所又は居所を移転した場合(旅行命令権者がこれに準ずる場合として知事の承認を得て定める場合を含む。) 規則で定める額の移転料

(昭三五条例一・昭三七条例四二・平一〇条例六・一部改正)

(退職等の旅費)

第二十八条 第三条第一項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員が出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地まで及び退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの出張の例に準じて計算した前職相当の旅費
- 二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(昭三七条例四二・一部改正)

(遺族の旅費)

第二十九条 第三条第一項第三号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じて計算した旧在勤地から死亡地までの往復に要する前職相当の旅費
- 二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職相当の旅費

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第三条第一項第四号の規定により支給する旅費は、第二十四条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読替えるものとする。

(昭三七条例四二・一部改正)

### 第三章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第三十条 第三条第一項第一号、第五号又は第六号の規定により外国旅行の職員又はその遺族に対し支給する旅費については、この条例に定めるものを除くほか、旅行命令権者が知事の承認を得て定めるところによる。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、その職務相当の国家公務員又はその遺族が法律の定めるところにより受けることができる額を超えることができない。

(平四条例九三・一部改正)

### 第四章 雑則

(旅費の調整)

第三十一条 この条例の規定による旅費を支給するときにおいて不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないものとする。

- 2 前項の規定を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準は、規則で定める。

第三十一条の二 旅行命令権者は、特別の事情によりこの条例の規定による旅費によることが適当でないと認める旅行者については、知事の承認を得て定める旅費を支給することができる。

(昭三二条例四八・追加、平四条例九三・一部改正)

(旅費の特例)

第三十二条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費若しくは費用に満たな

いときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(昭六一条例四一・平二六条例一〇・一部改正)

(実施規定)

第三十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(昭四七条例五六・一部改正、昭五四条例三八・旧附則・一部改正、平一〇条例六・旧附則第一項・一部改正)

別表第1 (第19条—第21条、第23条、第24条、第26条—第27条関係)

(昭54条例33・全改、昭60条例52・平2条例34・平10条例6・平22条例4・一部改正)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
	円	円	円
知事等	3,300	14,900	3,300
知事等以外の職務にある者	2,600	11,800	2,600

別表第2 (第19条関係)

(平22条例4・全改)

早朝出発等の別	早朝出発等定額	
	知事等	知事等以外の職務にある者
規則で定める早朝出発(以下「早朝出発」という。)、 規則で定める夜間帰着(以下「夜間帰着」という。)、 規則で定める夜間出発(以下「夜間出発」という。) 又は規則で定める早朝帰着(以下「早朝帰着」という。) の場合	円 820	円 650

早朝出発、夜間帰着、夜間出発又は早朝帰着のうち二 以上に該当する場合	1,650	1,300
---------------------------------------	-------	-------

備考 同一日の旅行について、知事等については1,650円を、知事等以外の職務にある者については1,300円を、それぞれ当該日に支給することができる早朝出発等定額の限度とする。

別表第3（第22条関係）

（平10条例6・追加）

区分	路程50キ ロメートル 未満	路程50 キロメー トル以上 100キロ メートル 未満	路程100 キロメー トル以上 300キロ メートル 未満	路程300 キロメー トル以上 500キロ メートル 未満	路程500 キロメー トル以上 1,000キ ロメー トル未 満	路程 1,000キ ロメー トル以 上 1,500キ ロメー トル未 満	路程 1,500キ ロメー トル以 上 2,000キ ロメー トル未 満	路程 2,000キ ロメー トル以 上
移転料	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000

附 則（昭和三二年条例第四八号）抄

改正 昭和三五年七月二二日条例第二六号

昭和三五年一二月二六日条例第五一号

昭和三七年八月一日条例第四二号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年十一月一日以後に出発する旅行から適用する。

2 削除

（昭三七条例四二）

（条例の廃止）

7 県議会の議員等に対する旅費等の臨時措置に関する条例（昭和三十年福島県条例第十九号）は、廃止する。

附 則（昭和三五年条例第一号）

1 この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。



2 この条例による改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

(昭和三五年規則第三九号で、昭和三五年四月一二日から施行)

附 則 (昭和三五年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則 (昭和三五年条例第五一号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日からそれぞれ適用する。

一 第三条の二、第四条、第十六条の三、別表第一から別表第五まで及び附則第十七項の規定中職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の附則第十四項から附則第十八項までの改正規定並びにこの条例の附則第二十一項の規定 昭和三十五年十月一日

二 第十七条の改正規定 昭和三十五年十二月十五日

三 附則第十七項の規定中職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の附則第二十八項から附則第三十一項までの改正規定並びにこの条例の附則第十八項及び附則第十九項の規定 昭和三十三年一月一日

(附則第三項の職員の旅費の暫定的取扱い)

22 附則第三項の職員について新職務の等級が決定される日までの間における旅費の取扱いについては、附則第一項第一号及び前項の規定による改正後の福島県旅費条例の施行にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (昭和三七年条例第四二号)

改正 昭和三十四年七月二〇日条例第二四号

昭和三十四年五月一〇日条例第三四号

昭和三十五年七月一〇日条例第三一号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

(福島県旅費条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 福島県旅費条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(昭四五条例三一・旧第三項繰上)

附 則 (昭和四一年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年八月一日以後に出発する旅行から適用する。

(福島県旅費条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 福島県旅費条例の一部を改正する条例(昭和三十七年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭和四四年条例第三四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四五条例第三一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の福島県旅費条例の規定及び附則第三項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 県議会の議員の報酬等に関する条例(昭和三十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭四七年条例第五六号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭四十七年四月一日から適用する。ただし、別表第一及び別表第五(イ医療職給料表(二)に限る。)の改正規定中特一等級に係る部分並びに附則第九項の規定は昭四十八年一月一日から、第十六条の二第一項の改正規定は昭四十八年四月一日から施行する。

(給与の内払い)

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（昭和四八年条例第四号）

改正 昭和四八年五月一六日条例第四二号

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

（昭四八条例四二・一部改正）

（昭和四八年規則第四四号で昭和四八年五月一六日から施行）

2 この条例による改正後の福島県旅費条例の規定及び附則第四項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（昭四八条例四二・一部改正）

（内払い）

3 この条例による改正前の福島県旅費条例の規定に基づいて昭和四十八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた旅費は、この条例による改正後の福島県旅費条例の規定による旅費の内払いとみなす。

（昭四八条例四二・追加）

（県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正）

4 県議会の議員の報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（昭四八条例四二・旧第三項繰下）

（内払い）

5 この条例による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいて昭和四十八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に県議会の議長、副議長及び職員に支払われた旅費は、この条例による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定による旅費の内払いとみなす。

（昭四八条例四二・追加）

附 則（昭和四八年条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年条例第五〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県旅費条例の規定及び附則第三項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正）

- 3 県議会の議員の報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和五四年条例第三八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の福島県旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
  - 3 改正後の条例第十五条第一項第四号及び第二項の規定、第十六条第一項第五号の規定、第十八条第一項の規定、附則第二項の規定並びに別表第一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
  - 4 改正後の条例第十五条第一項第一号、第三号及び第五号の規定、第十六条第一項第二号及び第六条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年条例第五二号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以後において規則で定める日から施行する。  
（昭和六〇年規則第七八号で昭和六〇年一月二六日から施行）  
（福島県旅費条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 前項の規定による改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発

する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年条例第四一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律（昭和六十年法律第四十五号）附則第二条第四項の規定に該当する場合に関しては、改正後の条例第三十二条中「第六十四条」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律附則第二条第四項」とする。

附 則（昭和六二年条例第四号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年条例第三四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第十八条第一項、別表第一及び別表第二の改正規定に限る。）による改正後の福島県旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第十八条第一項の規定及び別表第一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成四年条例第一〇号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第九三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成五年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第六号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年条例第六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第二十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福島県旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項及び附則第四項に規定するものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第十五条第一項及び第二項、第十八条第一項並びに第十九条の規定、別表第一の規定（着後手当に係る部分を除く。）並びに別表第二の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第八条、第二十二條第一項、第二十三条及び第二十六条から第二十七条までの規定、別表第一の規定（着後手当に係る部分に限る。）並びに別表第三の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第七四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福島県旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に規定するものを除き、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第九条及び第十一条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年条例第九号）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年条例第四号）抄

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する任期中に限り、第三条の規定による改正前の福島県旅費条例第二条の規定、第四条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例第八条の規定、第五条の規定による改正前の福島県職員定数条例第一条の規定、第七条の規定による改正前の福島県特別職給与審議会条例第一条の規定及び第九条の規定による廃止前の副出納長の設置及び定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二二年条例第四号）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に生じた船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第二項の規定に該当する事由については、この条例による改正後の福島県旅費条例第三十二条の規定は、

適用しない。

附 則（令和元年条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。